

もっと支え合うまちへ



浦安市

人権施策
指針

HUMAN RIGHTS

目次

はじめに	1
------	---

1章 浦安市人権施策指針の策定にあたって

1. 策定の背景	2
2. 策定の目的	3
3. 位置づけ・性格	3
4. 期間	3

2章 人権を守るための取り組み

1. 人権についての考え方	4
2. 浦安市の現状と人権課題	5
3. 基本理念	8
4. 基本理念の実現に向けて	8
5. 浦安市人権施策指針・体系図	10

3章 基本方針と施策の方向性

基本方針Ⅰ 互いの人権を認め合う意識づくり	12
基本方針Ⅱ 人権を守る仕組みづくり	13
基本方針Ⅲ 自分らしく生きるための環境づくり	15
基本方針Ⅳ 人にやさしい共生のまちづくり	16
基本方針Ⅴ 人間尊重のための体制づくり	17

資料編

統計データにみる浦安市の現状	20
人権に関する世界・日本・浦安の動き	25
「仮称 浦安市人権施策指針策定検討委員会」概要	28
「浦安市人権施策指針」策定におけるヒアリング	30
用語解説	31

はじめに



世界人権宣言が国連総会で採択されてから60年余りが経過し、わが国においても、基本的人権を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備が進められてきました。

しかしながら、私たちの人権を取り巻く状況は、社会経済状況の急速な変化に伴い、ますます複雑化・多様化してきています。

このような中、浦安市では、市政運営の指針である「浦安市基本構想」の基本理念の一つに「人間尊重のまちづくり」を掲げております。これは、市民一人ひとりの人権が保障され、お互いの個性や価値観などを尊重しながら生活を営み、また、人々の心のふれあいや、やさしさがあふれる、人間尊重の精神に基づくまちづくりであり、浦安市が全事業を推進していく上で基本となる考え方です。

このことを踏まえ、人権問題に対する全庁的な取組を推進するため、「浦安市人権施策指針」を策定いたしました。本指針は、今日の人権問題が多様化・複雑化してきている観点から、「子ども」や「高齢者」など個別の人権課題ごとに施策をたてるのではなく、包括的な対応ができるよう5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針について施策の方向性を示しました。

今後は、この指針に基づき、市民の方々をはじめとして、関係機関の皆様と共に人権尊重を基調とした市政を進めていきたいと考えておりますので、皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指針策定に当たり、指針策定検討委員の皆様をはじめ、関係機関や人権意識調査等にご協力いただいた市民の方々から、貴重なご意見やご提案をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

浦安市長 松崎秀樹

1章

浦安市人権施策指針 の策定にあたって

1 策定の背景

昭和23年（1948年）、国連で採択された世界人権宣言において、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という、人権の基本的な考え方が示されてから、半世紀以上が経過しました。

その間、世界では国連が中心となって人権に関する諸条約が締結されるなど、人権を守る取り組みが進められてきました。その一方で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害に起因する地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなどの深刻な人権問題が後を絶たない状態が続いています。

日本においても、基本的人権を保障する日本国憲法に基づいて、さまざまな人権に関する法律や制度が整備され、長い歴史の中で生まれてきた社会的身分や人種、性別などによる差別や偏見を解消する取り組みが進められてきました。しかし、そうした差別や偏見は今なお残っています。

今日の社会は家族や職場環境の変化に伴い、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が顕在化しています。それに加えて、情報化の進行によるインターネットを介した個人への^{ひぼう}誹謗・中傷のような新たな問題も発生し、人権問題はより一層複雑化・多様化してきました。このような人権問題は年齢や性別を問わず、すべての人に関わるものであり、従来、行政が取り組んできた「子ども」「高齢者」「女性」「障がいのある人」などの枠組みで解決することが難しくなっています。そのため、市民一人ひとりの人権を守るためには、より包括的・総合的な取り組みが求められるようになってきました。

2 策定の目的

浦安市では、市政運営の指針である「浦安市基本構想」の3つの基本理念の1つに、「人間尊重のまちづくり」を掲げています。これは、市民一人ひとりがお互いの個性や価値観を尊重し、心のふれあいとやさしさを育む「人間尊重の精神」に基づくまちづくりをめざすものであり、浦安市が全事業を推進していく上での基本となる考え方です。

また、地方自治体は市民の日常生活全般に直接関わる業務を行っています。その内容は、市民が社会で生活していく上で欠くことのできない諸権利を実現するためのものであり、それを担う各部署は人権と密接につながっています。

そのため、浦安市は、人権問題に対して全庁的に取り組み、社会的に弱い立場に置かれた人はもちろん、すべての市民が自立して尊厳ある暮らしを営めるよう、浦安市人権施策指針を策定します。

3 位置づけ・性格

- ①「浦安市基本構想」における「人間尊重のまちづくり」に基づき、浦安市における施策や個別の計画に対して、本指針を反映させていくものです。
- ②「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や千葉県「千葉県人権施策基本指針」との整合性を保ちつつ、浦安市の特性を考慮に入れたものです。
- ③社会情勢とともに変化していく浦安市の人権課題に対して、柔軟に対応していくものです。
- ④施策や事業を推進するにあたっては、市民や団体との協力と連携の視点に立ち、浦安市全体で包括的・総合的に取り組んでいくものです。

4 期間

「浦安市人権施策指針」の期間は、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までの10年間とします。ただし、国内外の動きや浦安市を取り巻く社会経済状況、社会構造の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

2章

人権を守るための 取り組み

1 人権についての考え方

人権とは、国籍や信条、性別、出身、経歴、年齢などを問わず、地球上のあらゆる人々が、人として生きていくための固有の権利であり、誰もが等しく生まれながらに持つ権利です。

日本では、「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」を三大原則とする日本国憲法において「自由権」「平等権」「社会権」などが定められており、すべての人が尊重され、人間らしく生きる権利が保障されています。

これらの権利は、私たちの日々の暮らしと密接に関係しており、住居や進学先、就職先を決めるときはもちろんのこと、地域や近所との付き合いや学校・職場などの身近な生活環境など、あらゆる生活の場面で私たちを支えています。言い換えれば、人権が守られるということは、毎日の暮らしの中で、誰もが尊重され、差別を受けることなく、信条や生命を脅かされることのない、安全・安心な暮らしを営めることを意味しています。

このことを踏まえ、浦安市は、すべての人が互いの生き方を尊重し、誰もが誇りをもって暮らすことのできるまちづくりを進めていきます。

2 浦安市の現状と人権課題

浦安市は埋め立てによって、市の面積が4倍に増えました。都心に近いことや大規模な住宅開発により、全国各地からの転入も多く、人口は昭和56年（1981年）の市制施行から2倍以上増加し、平成21年（2009年）1月末現在で、約16万2千人となっています。年齢別人口構成では、20～40代前半が多く、市レベルの高齢化率（全人口における65歳以上人口比率）が全国で最も低くなっています。外国人の比率も高く、その国籍は70カ国以上にのぼっています。このようなことから、現在の浦安市は若いまちであると同時に、全国・世界各地からさまざまな背景を持つ人たちが集まり、暮らすまちであると言えます。

今後、浦安市全体の人口は減少傾向になることが予想されており、特に年少人口（0～14歳）については平成24年（2012年）頃から減少すると考えられています。その一方で、高齢者人口（65歳以上）が増加することが見込まれていることから、少子・高齢化が進んでいくことが想定されます。

こうした特徴を持つ浦安市においては、文化的背景の違いや世代間の意識の違いにより、人と人のつながりをつくるのがますます難しくなると考えられます。

これに加え、浦安市が平成18年度（2006年度）に実施した「人間尊重のまちづくりに向けた市民意識調査（以下、人権意識調査）」などの結果を踏まえると、以下の点が人権に関する課題として挙げられます。

1

人権意識

すべての人にとって人権は本来、身近なものです。しかし、人権という言葉が馴染みにくいいため、一般的に、人権を知る・学ぶことは難しいこと、自分とは無縁なことと受け止められてしまうことがあります。それだけに、浦安市が人間尊重に根ざしたまちづくりを進めていくには、人権の考え方をよりわかりやすく紹介し、市民の人権に対する意識を醸成させていくことが大切です。

「人権意識調査」では、「女性」「子ども」「犯罪被害者」などの人権問題に対する関心が全国

と比べて高くなっています。しかし、性別や年代によって、人権が尊重されていると感じる人の割合や人権に関する法律などの理解度に大きな差があることもわかりました。一方、「人権に関する知識や情報を得た手段」は新聞や本、テレビ、インターネットなどが多く、市役所や学校、市民グループなどが地域で行っている講演会や研修会などが十分に活用されていない様子がうかがえました。

このようなことから、人権問題に対する関心をより一層高めていくとともに、性別・年齢を問わず、すべての市民が身近なところから人権に対する知識と理解を深めていくことが必要です。

2

人権擁護

「浦安市基本構想」の基本理念の1つである「人間尊重のまちづくり」とは、すべての市民の人権が守られ、尊重されるまちを意味するものです。

しかし、「人権意識調査」の結果では、3人に1人が何らかの人権侵害を受けたと感じており、その内容として、不当なうわさや悪口、就職時や職場での不平等な扱い、セクシュアル・ハラスメントや、暴力・脅迫、虐待、ストーカー行為などが挙げられています。また、平成17年度（2005年度）、浦安市が実施した「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」をみると、女性回答者全体では20人に1人（5.3%）の割合で、配偶者・パートナーから暴力を受け、「命の危険を感じたことがある」と答えています。

「人権意識調査」の中学生調査でも、学校や地域社会でいじめや差別があると答えた人は5割を超えています。また、日頃の生活で悩みがあると回答した中学生にその相談相手についてたずねたところ、友人や家族に相談する人が多い一方、「何もしなかった」「相談していない」と答える人が2割以上いることもわかりました。

このようなことから、市民の人権を守る仕組みを整えていくとともに、市民の人権を脅かす事態が発生したときには、迅速かつ適切に対応していく必要があります。また、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人に対して、その人たちが直面する状況を考慮した、きめ細やかな対応を進めていくことが大切です。

3

地域づくり

互いの人権を尊重する地域づくりを進めていくには、市民が主体となって、市民同士がふれあいを深め支え合う風土を、行政とともに醸成していかなければなりません。それは、全国・世界各地から多様な人が集まる浦安市において特に重要なことです。

「人権意識調査」の結果では、「浦安市が『人にやさしい』まちと感じる程度」が全体で5割を超えています。しかし、浦安市の印象についてたずねたところ、「公共施設や交通機関のバリアフリー化が進んでいて、配慮が行き届いている」と感じる人が5割を超える一方、「地域でふれあいや助けあいが進んでいる」と感じる人は2割程度であることがわかりました。また、「困っている人に対して声をかける人が多い」と感じる人も1割程度となっています。

このようなことから、市民が日頃から互いを思いやり、ふれあいを深めていく、人にやさしい地域づくりが大切です。

4

推進体制

今日の人権問題は、急速な社会変化に伴い、さまざまな要因が複雑に重なり合って発生しています。そのため、浦安市においても、より総合的な解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

「人権意識調査」の結果では、人権尊重の社会に向けて必要な取り組みとして、「教員、公務員や福祉・医療関係者の人権意識を向上する研修を行う」が最も多くなっています。一方、「人権が侵害された被害者への救済策を充実する」と「人権問題に関する相談のための機関・施設の充実」も多くなっており、職員の人権意識の向上とともに、人権侵害への対応の充実が求められていることがわかりました。

このようなことから、行政の横断的な体制づくりを進め、人権尊重に向けた総合的な施策を充実・展開していく必要があります。

※「人権意識調査」の結果は巻末資料参照

3 基本理念

浦安市が、誰にとっても安全・安心で、誇りをもって暮らすことのできるまちとなるには、市民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する環境を育んでいかなければなりません。

互いの権利を認め合う環境をつくることで、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを思いやりながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことで、地域の中で互いを支え合う共生のまちが生まれます。

このような考えに基づき、浦安市人権施策指針は、以下の基本理念を掲げます。

市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、
人間としての尊厳をもって暮らすことができる
共生のまちづくり

4 基本理念の実現に向けて

基本理念を実現させていくためには、全市を挙げて、総合的に浦安市の人権に関する課題の解決に取り組んでいくことが大切です。

そのためには、まず市民の人権に対する意識の高揚が欠かせません。誰もが人権への理解を深め、互いを思いやり尊重することの重要性と意義を分かち合うことは、「人間尊重のまちづくり」の土台を築いていくことにつながります。

日々の暮らしの中で、人は自分では解決できない悩みや不安を抱えることがあります。そのような人たちが安心して相談できる体制の整備が必要です。それと同時に、万が一、人権侵害が発生した場合に迅速に対処できる体制づくりを推進し、すべての市民の人権が守られる、安全・安心なまちづくりを進める必要もあります。

また、人権侵害を受けた人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちが自分らしい暮らしを取り戻すには、多くの時間と労力を要するものです。そこで、個人の自立支援を目的とした体制の充実を図り、すべての人がその人らしい生き方を歩める環境づくりに取り組みます。

地域の住民同士のコミュニケーション不足により、人権侵害となる可能性のある問題を見逃ごしてしまうことも少なくありません。そのため、事態の深刻化を未然に防ぐには、地域のつながりをより一層深めていくことが大切です。これは、全国からの転入が多い浦安市において特に重要となります。

これらの課題を解決し、浦安市がより人権を尊重するまちとなるには、行政の体制を整えるとともに、地域のつながりを深めるため、人権意識の醸成と市民活動の活性化を図る施策を円滑に推進していくことが肝要です。

そこで、浦安市における人権問題の解決を図り、浦安市人権施策指針の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本方針を掲げます。

■ 浦安市人権施策指針・体系図

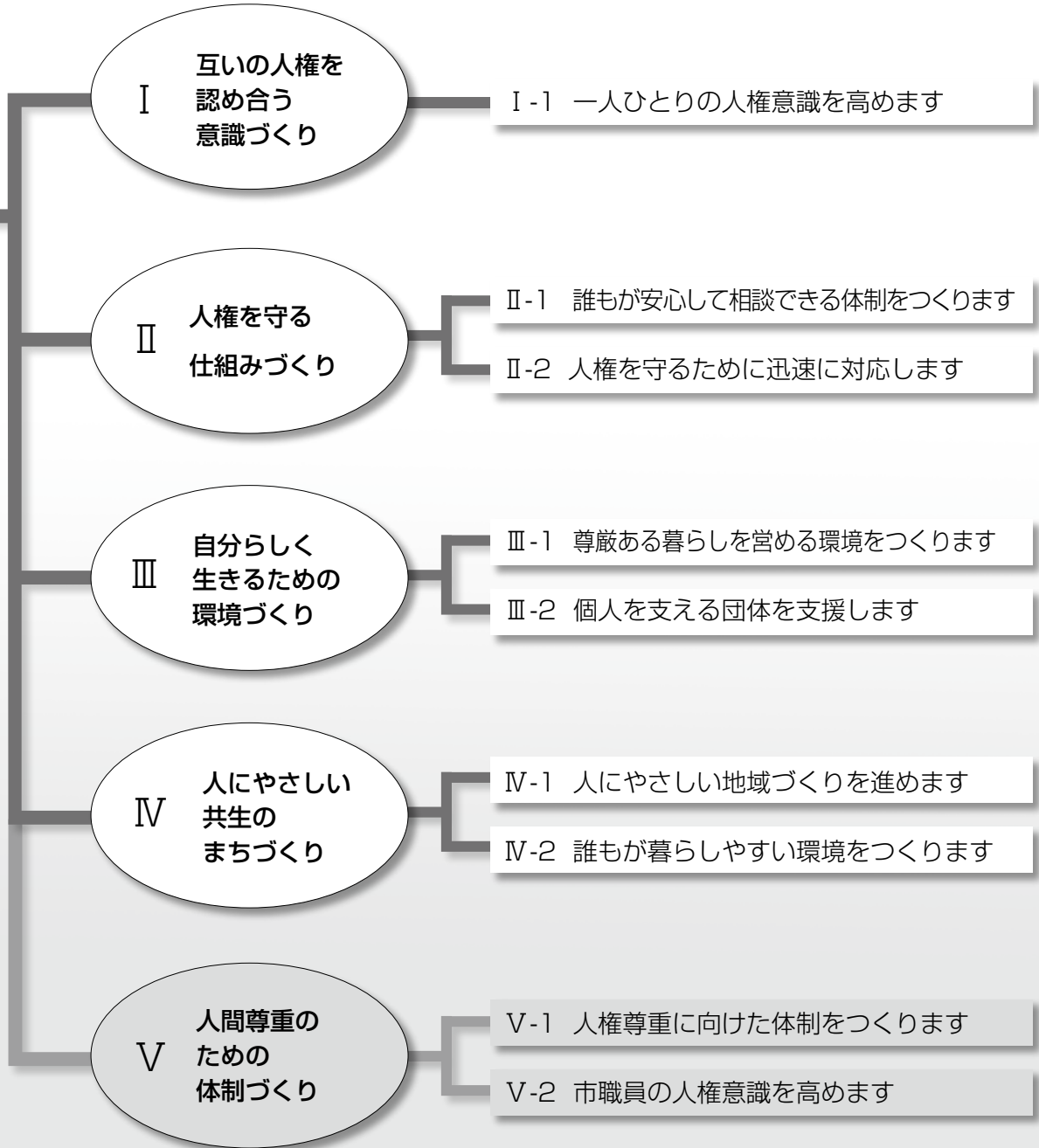
基本理念

市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、
人間としての尊厳をもって暮らすことができる
共生のまちづくり



基本方針

施策の方向性



3章

基本方針と 施策の方向性

基本方針

I

互いの人権を認め合う意識づくり

1 考え方

人権は、すべての人の暮らしと密接に関わっています。市民一人ひとりが学校や職場、家庭、地域など、あらゆる生活の場で、常に人権が守られていることを意識していくためには、自らの権利や他人の権利についての知識を身につけ、それと同時に人権の大切さを知ることが必要です。

そこで、年齢や性別にかかわらず、すべての人が日々の暮らしの中で人権に対する認識を深め、互いを認め合うことのできる風土を醸成していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

浦安市は、小・中学生などを対象とした人権教育や、平和に関する啓発、国際理解・交流、市民の健康づくりや消費生活、環境保全に向けたさまざまな取り組みを行っています。これらは市民一人ひとりの自立や市民生活を守る施策として展開しています。それらを充実させつつ、今後は、より幅広い年代の人が参加できる活動を進めるとともに、時代の変化に伴い生じる新たな人権問題にも取り組んでいくことが必要です。

3 施策の方向性

I-1 一人ひとりの人権意識を高めます

人権意識を高め、互いを認め合うことのできる風土を醸成するには、市民一人ひとりが人権問題に敏感な感性を磨くことが必要です。そのため、わかりやすい内容と手法で、学校や職場、家庭、地域など、あらゆる場と機会をとらえ、人権問題への関心を高め、市民の人権意識の高揚に努めます。

また、社会経済情勢の変化によって生じる格差や職場での人権問題、インターネットを介した人権侵害など、新たな人権問題についても柔軟に取り組み、市民の関心を呼び起こすとともに、市民とともに課題の解決を図ります。

基本方針

II

人権を守る仕組みづくり

1 考え方

市民一人ひとりが自分の人権を守り、たくましく生きるには、自分の気持ちを伝える力も必要になります。しかし、悩みや不安を抱える人は、気持ちが混乱していたり、動揺していたりすることがあるため、自分自身の思ったことを伝えることは容易ではありません。そうした場合、各相談機関は常に相談者の状況に配慮するとともに、相談者が安心かつ信頼して「自分の悩みを自分の言葉で言える環境」を整えていくことが必要です。

また、人権を脅かす事態が発生した場合、迅速かつ適切に対応していかなければなりません。特に子どもや高齢者、障がいのある人などは自分の言葉で自分の状況を説明することが難しいことも考えられます。そのため、周囲が人権侵害のサインを素早く察知し、事態の深刻化を防ぐ必要があります。

このようなことから、市民の人権を守るために、相談の体制と緊急時の対応をより充実していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

浦安市では、子育てや雇用・労働、消費者トラブル、法律関連をはじめ、DV やいじめに関

する相談など、市民のさまざまな相談を受け付ける窓口を設置しています。また、児童虐待や高齢者虐待、DV などの人権侵害については、関係機関との連携を進め、緊急時の対応に取り組んでいます。

今後は、市民にとって、より利用しやすく、かつ信頼性の高い相談窓口となるよう体制の整備・充実を図るとともに、人権侵害に対してより柔軟に対応できる緊急時の体制づくりを進めていくことが必要です。

3 施策の方向性

Ⅱ-1 誰もが安心して相談できる体制をつくります

市民の抱える悩みや心配事は、家族や近隣住民との関係、仕事に関する事など、実にさまざまです。それらの悩みは複数の事柄が重なり合っ起こることが多くなっています。また、浦安市には全国・世界各地から多くの人が入居していることもあり、相談に応じる際は、より広い視野をもって対応していくことが求められます。

そこで、相談者が安心して相談できるよう守秘義務を徹底しつつ、相談者の個別のケースに柔軟に対応できる体制を整えていきます。それと同時に、より多くの市民に相談できる場所があることを知ってもらうために、相談窓口の周知を図っていきます。

Ⅱ-2 人権を守るために迅速に対応します

暴力や虐待の被害を受けた人は、必ずしも第三者に相談するとは限りません。また、年齢やその他の状況により、自らの思いを伝えることができない場合もあります。そうした状況を考慮に入れ、人権が脅かされる事態を未然に防ぐ体制を整えるとともに、万が一、人権侵害が発生したときに迅速に対応できる仕組みを整備していくことが必要です。

そこで、浦安市において構築されている各種ネットワークや連絡体制を活かすとともに、緊急事態にも迅速に対応できるよう、関係機関や民間団体との連携を強化し、市民の人権を守ります。

基本方針

Ⅲ

自分らしく生きるための環境づくり

1 考え方

すべての人は安全かつ安心して暮らす権利を有しています。その権利を実現させるには、一人ひとりが日々の生活をどう過ごしたいかを自ら選び、決定していくことが大切になります。また、自分の意志で暮らしを営みつつ、お互いに助け合い、支え合うことは、尊厳のある自立した生活と言えます。

しかし、暴力や虐待などの被害を受けた人が精神的苦痛などから立ち直り、その人らしい生活を営むことは容易なことではありません。また、社会的に弱い立場に置かれた人たちは、社会における力関係などで、自己決定権を十分に発揮することができず、自己実現の機会が限られてくる可能性もあります。

そうしたさまざまな状況に配慮し、暴力や虐待などの被害を受けた人たちや社会的に弱い立場に置かれた人が自らの生き方を選択し、自分の意志で暮らしを営んでいけるよう、持続的に支援していく体制を整備していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

浦安市では、子ども、高齢者、障がいのある人などを対象とした市独自の支援や、高齢者、障がいのある人の社会参加を促進する活動などを展開しています。また、生活が困難な世帯に対する各種支援や、人権侵害を受けた人たちを支える団体などへの支援も行っています。

今後は、個人が社会において、より継続的にその人らしさを発揮できるよう、就労も視野に入れた支援を考慮していくとともに、団体への支援を充実していくことが必要です。

3 施策の方向性

Ⅲ-1

尊厳ある暮らしを営める環境をつくります

社会的に弱い立場に置かれた人や暴力・虐待などの被害を受けた人たちは、自立をめざそうとしても、住居の確保が難しかったり、就職先が限られているなど、さまざまな壁を乗り越えていかなければなりません。

そこで、就労に関するトレーニングやスキル習得の機会の充実を図り、個人の自立の支援に努めます。また、住居の選択肢の拡大などに努め、暴力や虐待などの被害を受けた人たちや社

会的に弱い立場に置かれた人が尊厳ある暮らしを営むことのできる環境を整えていきます。

Ⅲ-2 個人を支える団体を支援します

浦安市では、社会的なセーフティネットとして、女性や障がいのある人などを支援するNPOなどの民間団体が活動しています。そこで、個人の尊厳ある暮らしを促進するため、子どもや女性、障がいのある人などの人権を守る民間団体の活動を支援していきます。

基本方針

Ⅳ

人にやさしい共生のまちづくり

1 考え方

少子・高齢化や一人暮らし世帯が増加することが見込まれる浦安市において、地域でのふれあいはより重要になってきます。たとえば、日頃から近隣住民と気軽にあいさつを交わすなど、日々のコミュニケーションをとおして地域のつながりを深めていくことで、人権侵害の発生を未然に防ぐことができるかもしれません。

また、バリアフリーに配慮した施設や交通網の整備など、ハード面でのまちづくりを進めていくことで、誰もが自由に行動でき、社会へ参画できる機会を増やすことができます。

このような視点に立ち、市民が互いにつながりを深め合うコミュニティづくりを進めるとともに、誰にとっても住みやすい、人にやさしいまちづくりを推進していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

浦安市では、市の計画策定などにおいて、市民や団体を交えたまちづくりを進めています。また、自治会をはじめとする市民活動や防犯活動への援助、市民・団体の福祉活動への支援、育児中の保護者の交流促進なども実施しています。一方、公共施設や道路などのバリアフリー化なども進めています。

今後は、地域における市民の活動を後押しするとともに、ソフト面とハード面から誰もが暮らしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

3 施策の方向性

IV-1 人にやさしい地域づくりを進めます

浦安市には、さまざまな地域から集まった人たちが多様なライフスタイルで暮らしを営んでいます。そうした人たちが地域でともに支え合い、共生していくには、市民自らが、人にやさしいまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、地域で市民同士が助け合い、自ら地域の問題を解決できるよう、市民団体やNPOなどの活動を支援し、市民主体のコミュニティづくりを展開していきます。

IV-2 誰もが暮らしやすい環境をつくりま

浦安市は、誰もが自由に行動できるような交通体系や道路網の整備、また、バリアフリーに配慮した各種公共施設の整備を進めています。今後も、人にやさしいまちづくりの視点に基づく環境整備を進め、すべての人が暮らしやすいと感じられるまちづくりを推進していきます。

基本方針

V

人間尊重のための体制づくり

1 考え方

これまで、浦安市では、「子ども」「高齢者」「女性」「障がいのある人」などの枠組みで、それぞれの人権問題に対して施策を講じてきました。

これらの人権問題には、背景として、個人の人権意識や家族内の力関係など、さまざまな要因が隠されています。また、近年は、インターネットを悪用した^{ひぼう}誹謗・中傷など、すべての人が対象となり得る人権問題も顕在化してきました。

そうした問題を解決へと導いていくには、従来の枠組みにとらわれない、包括的な視野が必要になります。そのためには、市職員の人権意識を高めるとともに、市民や関係機関等との連携はもとより、庁内各部署の横断的な体制を整えていくことが必要です。

2 施策の現状と課題

浦安市では、行政の体制整備の一環として、これまで「子ども」「高齢者」「女性」「障がい

のある人」などに関する計画などを策定してきました。また、市職員などを対象とした人権に関する研修なども実施しています。

今後は、市職員の人権意識をより向上させていくとともに、関係部署との連携を強化し、これまで個別に対応してきた人権問題に対して総合的に取り組む体制を構築していくことが課題と言えます。

3 施策の方向性

V-1 人権尊重に向けた体制をつくります

すべての市民が互いを尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、庁内の体制づくりが欠かせません。そこで、各担当課に、より人権の考え方を浸透させていくとともに、連携方法の検討などを行い、庁内の横断的な体制づくりを進めていきます。

また、人権を取り巻く環境は、日々変化しています。そうした社会の変化に反応し、対策を講じていくためには、浦安市全体での取り組みが不可欠です。そこで、人権に関する施策を推進するにあたり、市民や人権擁護委員、NPO、関係機関などと連携し、総合的・包括的に人権問題の解決に取り組んでいきます。

V-2 市職員の人権意識を高めます

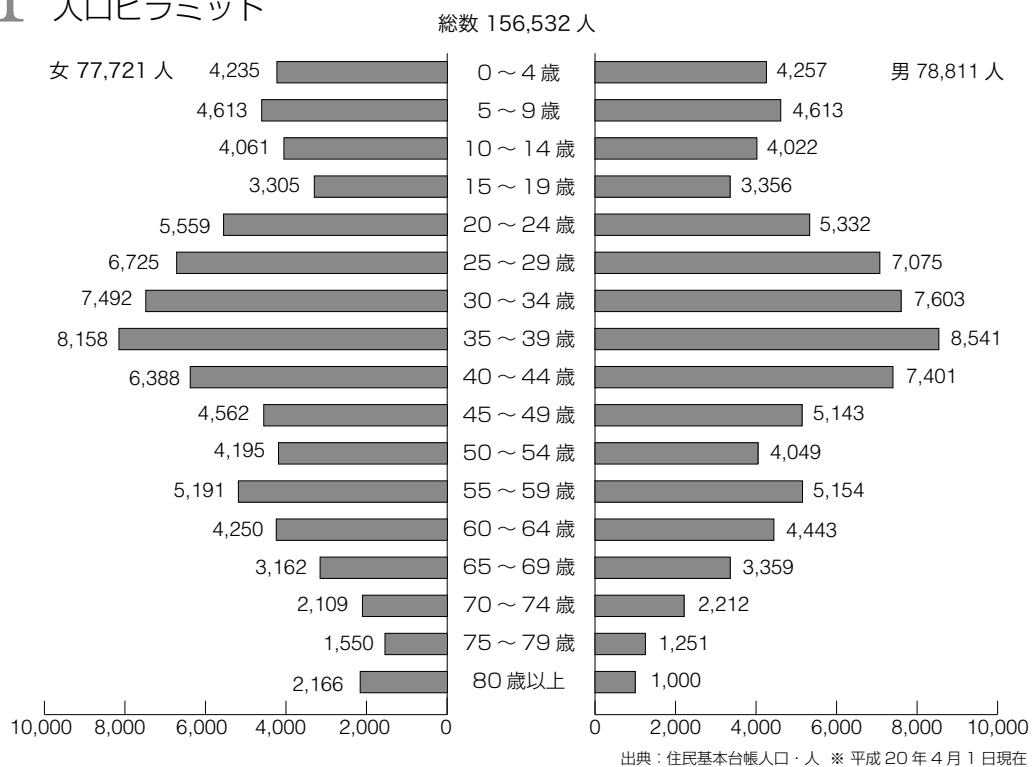
浦安市の「人間尊重のまちづくり」を進めるために、市職員は人権意識をもって業務に臨んできました。そうした市職員の人権意識をより高めるために、人権に関する研修機会を充実させるとともに、人権尊重の視点で日々の業務を振り返り、改善することのできる、職場の環境づくりを進めていきます。

資料編

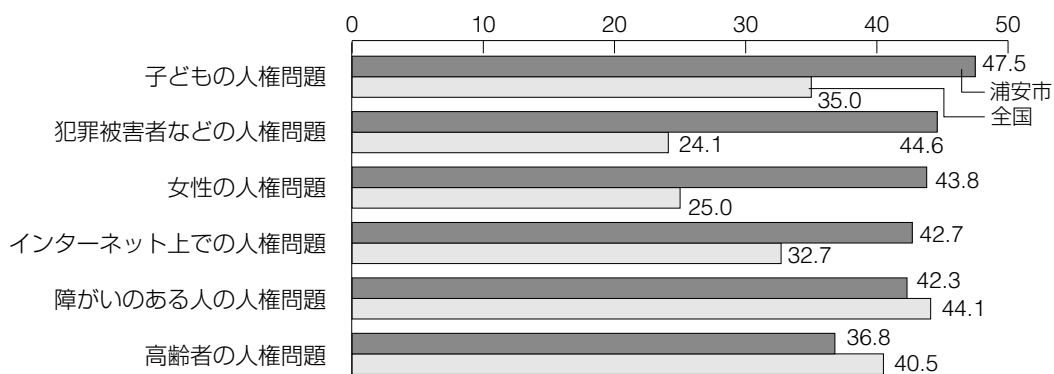
1. 統計データにみる浦安市の現状

浦安市人権施策指針の策定にあたっては、平成18年度(2006年度)に実施した「人権尊重のまちづくりに向けた市民意識調査(以下、人権意識調査)」の結果などを参考にしています。「人権意識調査」では、一般市民と中学生を対象とする2つの調査を実施しました。※「出典」の記載がないものは、「人権尊重のまちづくりに向けた市民意識調査」の調査結果です。

1 人口ピラミッド

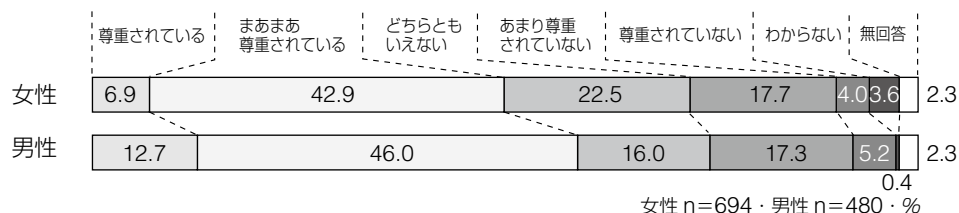


2 関心の高い人権問題(上位6位まで)

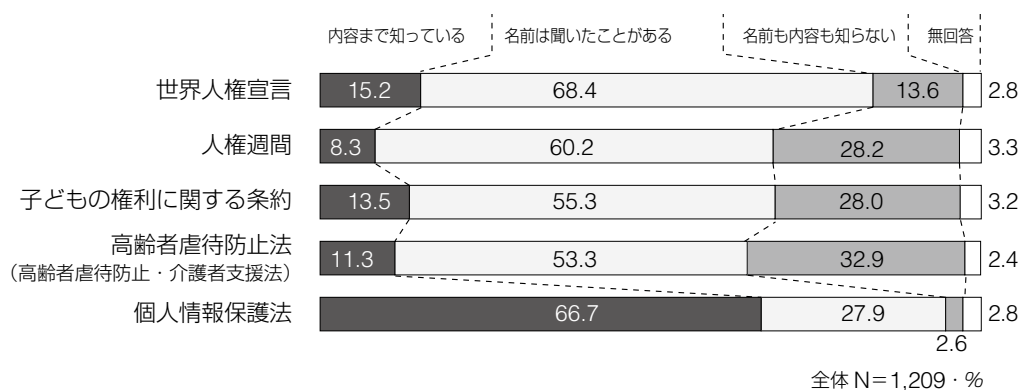


出典：2007年・内閣府世論調査(全国のデータ)浦安市で関心の高い順に人権問題を抽出しています。
N=1,209・複数回答・%(浦安市)、N=1,766・複数回答・%(全国)

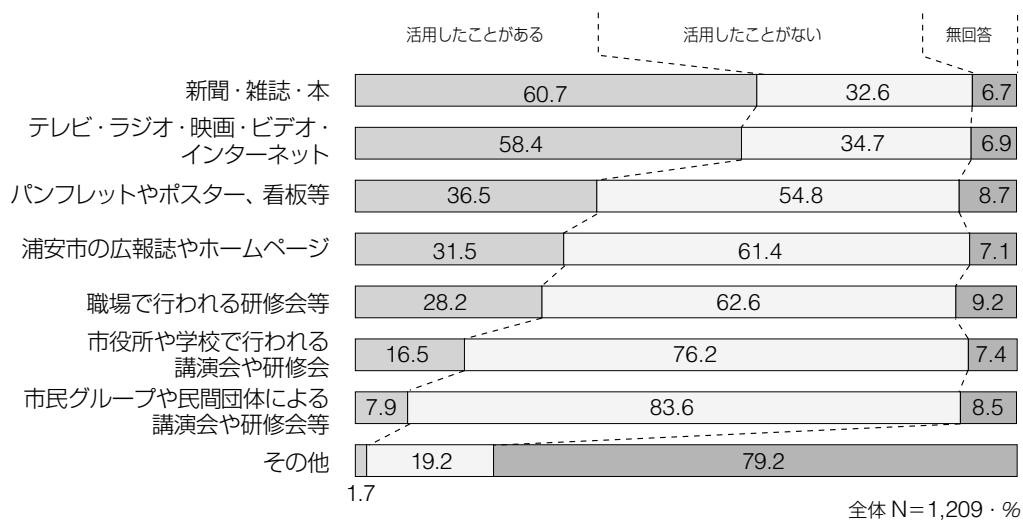
3 人権が尊重されていると感じる程度



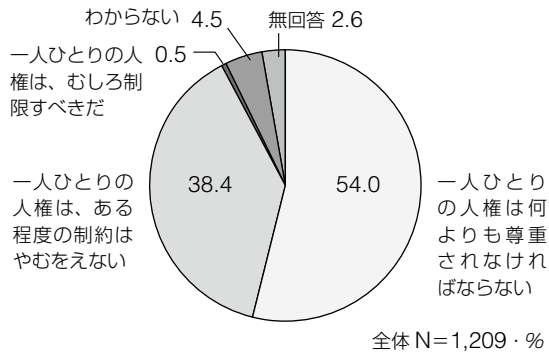
4 人権に関する法律などの認知度



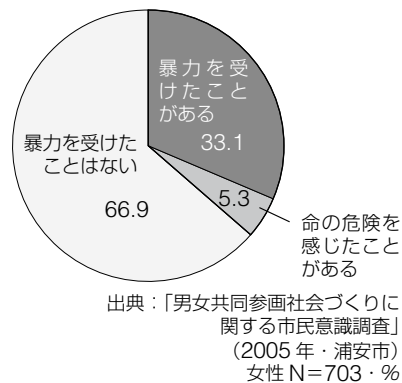
5 人権に関する知識・情報を得た手段



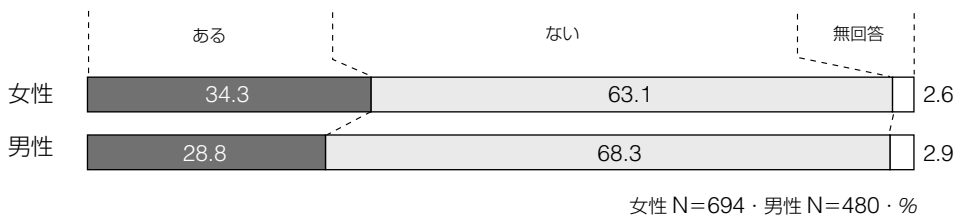
6 人権に関する認識



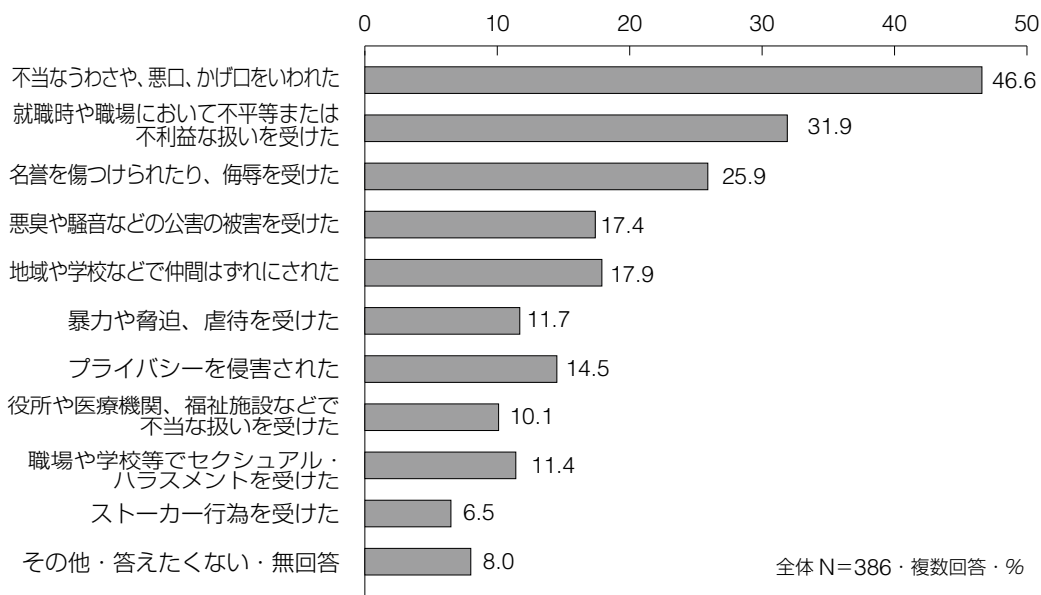
7 配偶者・パートナーから暴力を受けた経験の有無 (女性)



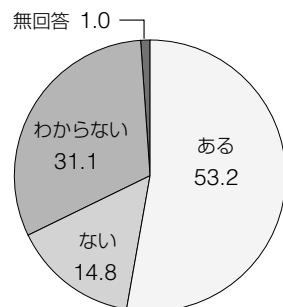
8 人権侵害を受けた有無



9 人権侵害の内容 (人権を侵害されたと感じたことがある人)

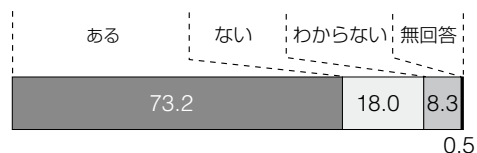


10 学校等でのいじめや差別の有無（中学生調査）



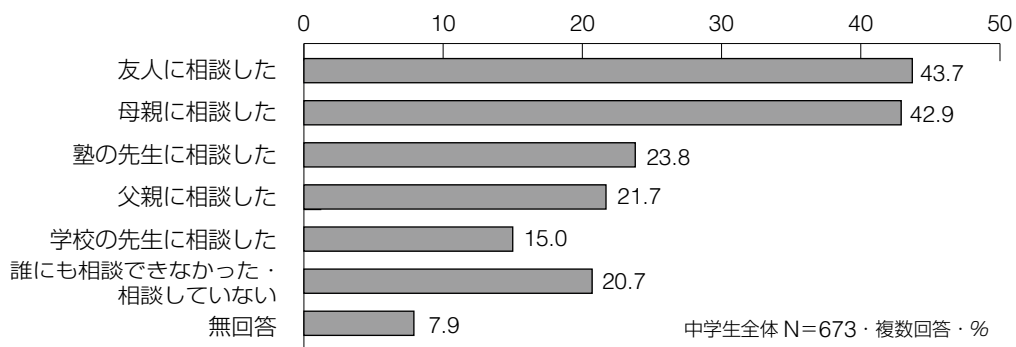
中学生全体 N=920・%

11 悩みの有無（中学生調査）



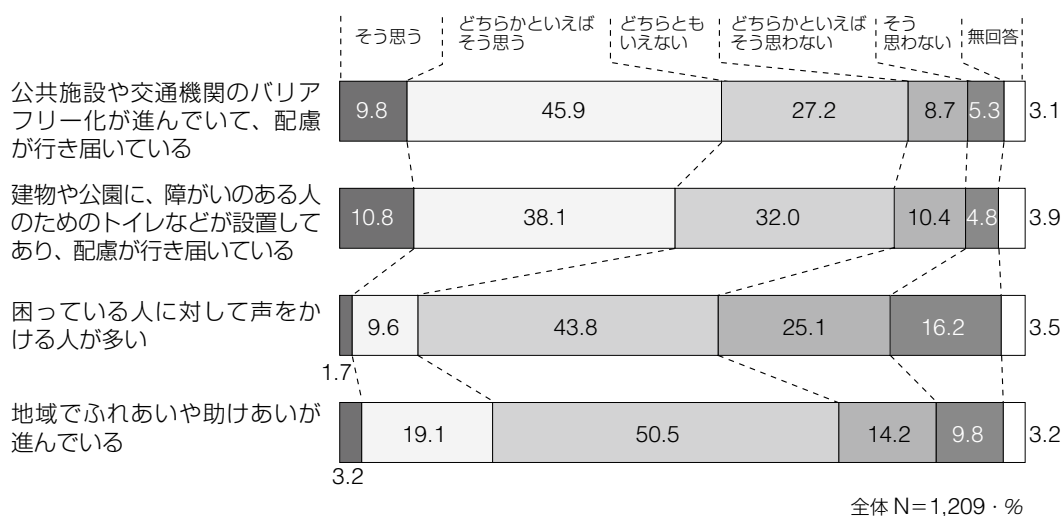
中学生全体 N=920・%

12 悩みの相談相手（悩んでいることがあると回答した人） （中学生調査・上位7位まで）



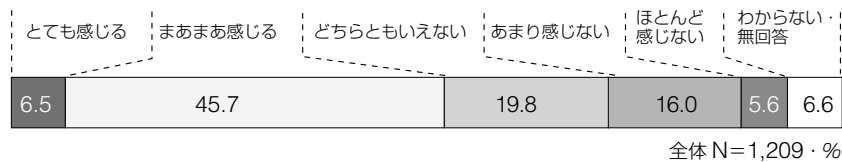
中学生全体 N=673・複数回答・%

13 浦安市の印象

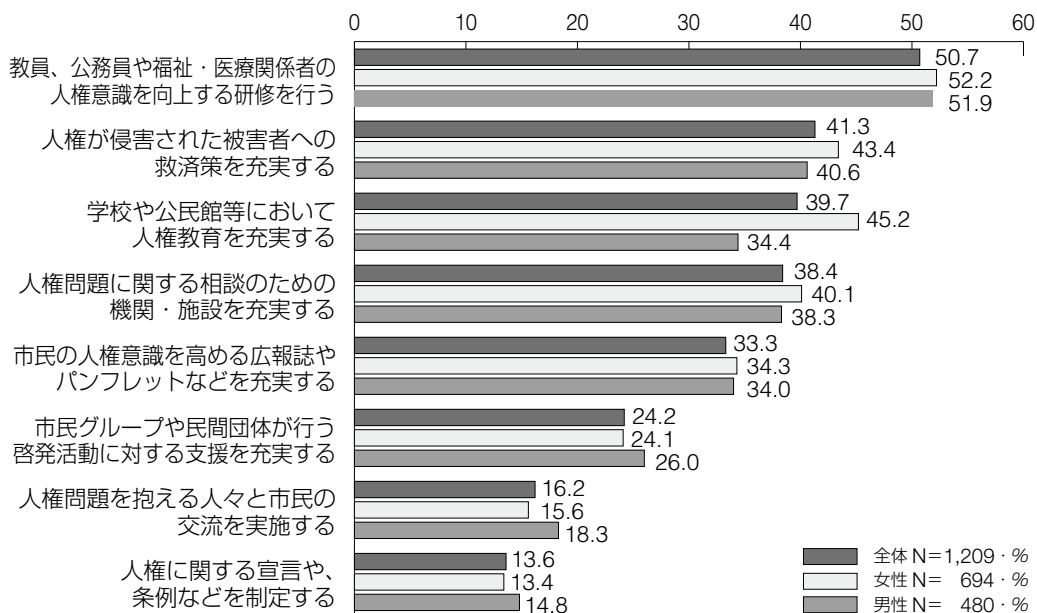


全体 N=1,209・%

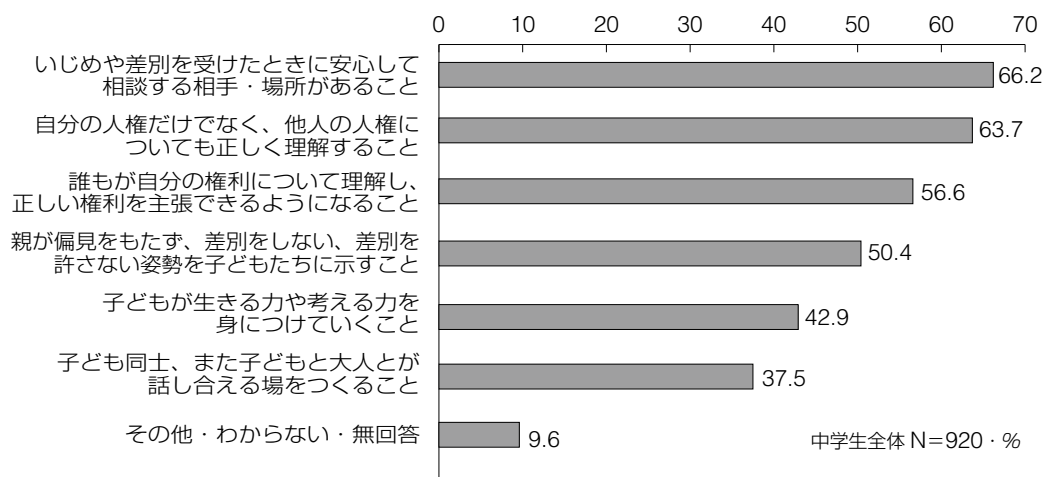
14 浦安市が「人にやさしいまち」と感じる程度



15 人権尊重の社会に向けて必要な取り組み（上位8位まで）



16 人権尊重のために必要なこと（中学生調査）



2. 人権に関する世界・日本・浦安の動き

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き（太字は人権関連）
1947年 (昭和22年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「日本国憲法」施行 ●「労働基準法」「児童福祉法」制定 	
1948年 (昭和23年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「世界人権宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「民法」改正 	
1949年 (昭和24年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択 		
1950年 (昭和25年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「生活保護法」施行 	
1951年 (昭和26年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「難民の地位に関する条約」採択 		
1952年 (昭和27年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人の参政権に関する条約」採択 		
1959年 (昭和34年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「児童の権利宣言」採択 		
1965年 (昭和40年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択 		
1966年 (昭和41年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択 ●「市民的及び政治的権利に関する国際規約」とその「選択議定書」採択 		
1967年 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「難民の地位に関する議定書」採択 		
1969年 (昭和44年)		<ul style="list-style-type: none"> ●「同和対策事業特別措置法」施行 	
1973年 (昭和48年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択 ●第1次人種差別と闘う10年(～1983) 		
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する宣言」採択 		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の10年(～1985) 		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 		

1981年 (昭和56年)	●「国連障害者の10年」の決議を採択		●市制施行
1983年 (昭和58年)	●国連障害者の10年 (～1992)		
1984年 (昭和59年)	●「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択		
1985年 (昭和60年)		●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)制定	●「非核平和都市宣言」
1986年 (昭和61年)	●「発展の権利に関する宣言」採択		
1989年 (平成元年)	●「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 ●「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択		
1990年 (平成2年)	●「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択		
1993年 (平成5年)	●国連人権高等弁務官設置	●「障害者基本法」施行	
1994年 (平成6年)	●世界の先住民の国際10年(～2004)		●「浦安市老人健康福祉計画」策定
1995年 (平成7年)	●第4回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択 ●人権教育のための国連10年(～2004)	●「高齢社会対策基本法」施行	
1997年 (平成9年)	●貧困撲滅のための国連10年(～2006)	●「人権擁護施策推進法」施行 ●「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 ●「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」取りまとめ	
1998年 (平成10年)		●「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正 ●「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)一部改正	●「浦安市障害者福祉計画」策定
1999年 (平成11年)	●「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択	●「男女共同参画社会基本法」施行 ●「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	

2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ● 「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ● 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ● 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ● 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法) 施行 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「浦安市総合計画」策定 ● 「男女共同参画班を人権・男女共同参画班に改称
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 ● 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「うらやす男女共同参画プラン」策定 ● 「ヒューマンフェスタうらやす」開催 ● 「人権手帳編集会議」開催(以後、毎年開催)
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連識字の10年(～2012) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「個人情報の保護に関する法律」施行 	
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権教育のための世界計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行 ● 「犯罪被害者等基本法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「浦安市男女共同参画推進懇話会」を「浦安市男女共同参画推進会議」に改称 ● 「健康うらやす21」策定 ● 「浦安市交通バリアフリー基本構想」策定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連持続可能な開発のための教育の10年(～2014) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 「うららか やすらかプラン(浦安市地域福祉計画)」策定 ● 「市民参加推進計画」策定 ● 「浦安市子育て支援総合計画」策定 ● 「ヒューマンフェスタうらやす」開催(以後、毎年開催)
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権尊重のまちづくりに向けた市民意識調査」実施
2007年 (平成19年)			<ul style="list-style-type: none"> ● 「改定うらやす男女共同参画プラン」策定 ● 「浦安市人権施策推進庁内会議」設置 ● 「仮称浦安市人権施策指針策定検討委員会」設置 ● 「浦安市人権擁護委員連絡会」発足 ● 「人及び人の状況を表す『障害』を『障がい』に改めるための関係条例の整理に関する条例」公布
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を衆参両院が可決 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「浦安市人権施策指針理念案」策定 ● 「人権手帳編集会議」を「(仮称)みんなの公民ノート編集会議」に変更

3. 「仮称 浦安市人権施策指針策定検討委員会」概要

「浦安市人権施策指針」の策定にあたり、学識経験者・人権擁護委員・関係団体・市民からなる「仮称浦安市人権施策指針策定検討委員会（以下、検討委員会）」を設置しました。また、平成19年度（2007年度）に、中学生からも広く意見を求めるため、市内各公立中学校の生徒で構成する中学生分科会を設けました。

検討委員会は、平成19年度（2007年度）に6回（中学生分科会2回含む）、平成20年度（2008年度）に7回、計13回の日程で実施しました。

（1）検討委員会 委員（8名）※任期：平成19年度～平成20年度

区分	氏名	職等	備考
学識経験者	野島正也	文教大学人間科学部 教授	委員長
人権擁護委員	服部アキ	子どもの人権専門委員	副委員長
	上辻茂樹	市川人権擁護委員協議会 副会長	
関係団体等	梅原祥子	浦安市社会福祉協議会 会長	
	大村洋子	浦安市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	精松伸廣	浦安市小中学校校長会 浦安市立入船南小学校校長	
市民公募	後藤忠彦	公募委員	
	中山政明	公募委員	

（2）開催時期／議題

検討委員会は以下の日時、場所、内容において開催されました。

■検討委員会

	開催日時	議題
第1回	平成19年7月12日（木） 午前9時50分～正午	1) 委員長の選出 2) 副委員長の選出 3) 会議の進め方について 4) 浦安市民が考える人権について 5) その他
第2回	平成19年10月4日（金） 午前9時30分～正午	1) 第1回検討委員会のまとめについて 2) 中学生分科会討議内容について 3) 人権関係団体等のヒアリング結果について 4) 指針策定の方向性について 5) その他

第3回	平成19年11月2日(金) 午後2時～午後4時	1)「課題・意見分類表」について 2)「仮称浦安市人権施策指針」骨子案について 3)「仮称浦安市人権施策指針」章立て案について 4) その他
第4回	平成19年12月3日(金) 午前10時～正午	1)「浦安市人権施策指針」について 2) その他
第5回	平成20年7月1日(火) 午前10時～正午	1)今年度の作業内容について 2)指針の特徴について 3)「浦安市人権施策指針」策定にあたっての現状と課題について 4) その他
第6回	平成20年7月22日(火)	1)「浦安市人権施策指針」体系図案(全体)における施策の方向性について 2) その他
第7回	平成20年8月6日(水) 午前10時～正午	1)人権の考え方について 2)「浦安市人権施策指針」における施策の方向性について 3) その他
第8回	平成20年10月16日(水) 午前10時～正午	1)「浦安市人権施策指針」原稿案について 2) その他
第9回	平成20年10月23日(木) 午前10時～正午	1)「浦安市人権施策指針」原稿案について 2) その他
第10回	平成20年12月5日(金) 午前9時30分～11時30分	1)「浦安市人権施策指針」原稿(修正案)について 2) その他
第11回	平成21年1月29日(木) 午前10時～正午	1)「浦安市人権施策指針」原稿(最終案)について 2) その他

■中学生分科会 ※任期：平成19年度

	開催日時	議題
第1回	平成19年8月20日(月) 午後2時～午後4時	1)「この1年で、自分が体験したり見聞きしたことで、嫌だと思ったり、辛かったり、おかしいと思ったこと」を課題として提出 2)上記に基づく「人権感覚マップ」の作成
第2回	平成19年8月30日(木) 午後2時～午後4時	1)「浦安市の良いところ」「浦安市が改善しなければならないこと」 2)「あなたが市長だったら」

4. 「浦安市人権施策指針」策定におけるヒアリング

「浦安市人権施策指針」の策定にあたり、平成19年度は関係各課および団体、個人へ、平成20年度は浦安市役所各課を対象にヒアリングを実施しました。ヒアリングの対象、主な質問項目は以下のとおりです。

(1) ヒアリング対象

【平成19年度（計12の関係各課及び団体、個人）】

■関係各課

- ①企画政策課（女性のための相談・相談員）
- ②高齢者支援課猫実地域包括支援センター（現 介護保険課・猫実包括支援センター）
- ③こども家庭課こども家庭支援センター
- ④教育委員会指導課
- ⑤教育委員会指導課（まなびサポート相談室）

■関係団体

- ⑥浦安警察署生活安全課
- ⑦浦安市身体障害者福祉会
- ⑧浦安手をつなぐ親の会
- ⑨いちょうの会
- ⑩浦安在住外国人会
- ⑪成人式実行委員会

■個人

- ⑫浦安在住外国人

【平成20年度（計40の部署）】

- | | | | |
|-------------|----------------|----------|-----------|
| ① 広聴広報課 | ⑪ 住宅課 | ⑳ 児童センター | ㉓ 消防本部総務課 |
| ② 総務課 | ⑫ 商工観光課 | ㉑ 保育幼稚園課 | ㉔ 教育総務課 |
| ③ 人事課 | ⑬ 社会福祉課 | ㉒ 青少年課 | ㉕ 教育施設課 |
| ④ 防災課 | ⑭ 障がい福祉課 | ㉓ 環境保全課 | ㉖ 学務課 |
| ⑤ 防犯課 | ⑮ 高齢者支援課 | ㉔ ごみゼロ課 | ㉗ 指導課 |
| ⑥ 情報政策課 | ⑯ 介護保険課 | ㉕ 下水道課 | ㉘ 保健体育安全課 |
| ⑦ 地域ネットワーク課 | ⑰ 健康増進課 | ㉖ 都市政策課 | ㉙ 生涯学習課 |
| ⑧ 消費生活センター | ⑱ こども家庭課 | ㉗ 都市計画課 | ㉚ 中央公民館 |
| ⑨ 市民活動推進課 | ⑲ こども家庭課・発達支援室 | ㉘ 道路管理課 | ㉛ 中央図書館 |
| ⑩ 市民課 | ⑳ こども発達センター | ㉙ 交通安全課 | ㉜ 青少年センター |

(2) ヒアリングの主な質問項目

団体および各課などへのヒアリングにあたっては、主に下記項目に基づいて質問しました。団体の特徴や活動内容などによって、質問は異なる場合があります。なお、平成20年度のヒアリングについては、事業調査表を事前に各課へ配布し、それに基づいて実施しています。

【平成19年度】

- ① 差別や違和感を感じる時
- ② 支援活動の際、困難なこと、または課題と感ずること
- ③ それらを解決するために必要なこと
- ④ 浦安市に要望すること

など

【平成20年度】

- ① 事業の概要および目的
- ② 事業を進める上で考慮している点
- ③ 事業を進める上での課題

など

5. 用語解説

憲法における基本的人権

1947年に施行された日本国憲法では、「基本的人権の尊重」が柱の1つとなっており、侵すことのできない永久の権利であると規定している。

「人間らしく生きる権利」として生存権、教育を受ける権利、労働者の権利、「自由に生きる権利」として身体の自由、精神の自由、経済活動の自由を保障している。「平等の権利」として法の下での平等を原則とする人種、信条、性別、出身、経歴などによる差別を禁止している。また、これらの権利を守るために、参政権や公正な裁判を受ける権利も保障している。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

65歳以上の高齢者への虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護や養護者の支援を行うことを目的に、2006年施行。早期発見、通報義務、被虐待高齢者の保護への協力などが定められている。虐待の定義は児童虐待防止法とほぼ同様だが、この法律には経済的暴力が含まれている。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

IT化の進展に伴い、個人情報の適切な取り扱いと保護のため、2005年4月に「個人情報保護法」が施行された。この法律にいう「個人情報」とは、生存する個人に関する氏名・生年月日・住所などの情報で、特定の個人を識別できるものと定義されている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの権利を保障するための国際条約で、1989年に国連で採択された。子どもには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があり、それを守らなければならないと定めている。日本は1994年に批准した。

ジェンダー

社会通念や慣習などによってつくられる女性像、男性像のことで、「社会的性別」と訳されている。生物学的性別（セックス）に対する言葉として、国際的にも広く用いられている。

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

保護者による子どもへの虐待を禁止し、虐待を受けた子どもの早期発見、保護、自立を支援するため、2000年に議員立法により成立。身体的暴力、性的暴力、放置や養育放棄（ネグレクト）、心理的暴力を虐待と定義し、通告義務、立入調査などを定めている。2004年の改正で、保護者以外の同居人による虐待や子どもの目の前で行われるDVも児童虐待の定義に加えられた。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がいをもつ人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約で、2006年に国連で採択された。日本は2007年に署名している。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を規定した条約で、1979年に国連で採択された。男女の平等の達成に貢献することを目的としている。日本は1985年に批准した。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

「人権教育のための国連10年」（1995年～2004年）を受けて策定された「国連10年国内行動計画」に基づき、2000年に制定施行。人種や出身、性別などによる差別を解消することを目的としており、国や地方自治体

に人権教育・啓発の推進を義務づけている。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法第7条に基づき、総合的、計画的に人権教育・啓発の推進を図るため、2002年に策定された。推進の方策として、人権一般の普遍的な視点からの取り組み、子ども、高齢者、女性、障がいをもつ人などの個別の人権課題への取り組みなどについて明記している。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

あらゆる種類の人種差別の撤廃に関する国際条約で、1965年に国連で採択された。批准国に人権および基本的自由の平等を確保することを求めている。日本は1995年に批准した。

ストーカー行為

特定の人に対してつきまとい、まちぶせ、連続した電話などの行為を繰り返す行い、生命や身体の安全を脅かすこと。2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定され、規制されるようになった。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場などでの相手が望んでいない性的な意味合いをもつ言葉や行為。身体への不必要な接触、性的関係の強要、人の目に触れるところへのわいせつな写真の掲示などを指す。男女雇用機会均等法により、防止策に取り組むことが企業の義務となっている。

バリアフリー

障がいをもつ人を取り巻く生活環境には、道路や建物などの物的障壁、法制度や慣習などの制度的障壁、人々の偏見や無理解などの心理的障壁、コミュニケーションや情報伝達などの情報の障壁という4つのバリア（障壁）があるといわれている。それらの障壁を取り除くことをバリアフリーという。日本では、2000年に物的障壁を取り除くことを目的とする「交通バリアフリー法」が施行された。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場などにおいて、職務権限などの力を利用して、継続的に人格などを傷つける言動を行い、心理的苦痛を与える行為。業務の範囲を超えた指導や職場でのいじめ、いやがらせも、これに含まれる。

ひきこもり

厚生労働省・国立精神保健研究所によると、「さまざまな要因によって社会的な参加の場が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義されている。その背景には社会的・文化的な要因があるとされ、日本では、その多くが男性であるといわれている。

プロフサイト

インターネットや携帯電話のサイトの1つ。個人のプロフィールなどの情報を掲載し、交換するサイトだが、簡単に書き込みができることから小・中学生や高校生によく利用されている。特定の個人に対する^{ひぼう ちゅうしょう}誹謗・中傷が横行する危険性が指摘されている。

ユニバーサルデザイン

1990年以降、障がいをもつ人にとってだけでなく、すべての人にとってバリアのない環境をつくるのが大切であるという考え方が提唱された。このような考え方に立った施設や製品、情報などの設計（デザイン）を、ユニバーサルデザインと言う。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー、恋人など、親密な関係にある相手に対して振るう暴力のこと。暴力の内容としては、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力に分類されている。2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、DVは犯罪となる行為と定め、被害者の救済などが図られている。

世界人権宣言

第2次世界大戦では、世界中で数千万人に及ぶ人々の命が奪われました。また、人権の無視や軽侮により、人類の良心を踏みにじる野蛮な行為が繰り返されました。その反省に立ち、1948年、国連は人権の尊重、自由の確保を目的とする「世界人権宣言」を採択しました。1950年には、採択の日である12月10日を「人権デー」と定め、世界中で記念行事を行うことも決議しました、日本でも、「人権デー」に先立つ1週間を「人権週間」として、いろいろな行事を行っています。



前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

浦安市人権施策指針

平成21年3月

発行 浦安市 市長公室 企画政策課
人権・男女共同参画班
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
TEL 047-351-1111

